

京丹後市観光立市推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 基本的施策

第1節 京丹後市観光振興計画等(第8条・第9条)

第2節 魅力ある観光地の形成(第10条—第13条)

第3節 観光産業の競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成(第14条・第15条)

第4節 国際観光の振興(第16条・第17条)

第5節 観光旅行の促進のための環境の整備(第18条—第24条)

第3章 京丹後市観光立市推進会議(第25条—第28条)

第4章 雑則(第29条)

附則

本市の将来像「ひと みず みどり 歴史と文化が織りなす交流のまち」の実現に向け、観光の果たす役割はきわめて大きい。観光は、訪れる人々と地域の人々との相互理解と交流の促進や、地域における雇用の増大と農林水産業、商工業、サービス業等の幅広い分野にわたる地域経済の活性化に寄与するとともに、潤いのある豊かな生活環境の創造等を通じて市民生活の安定向上に貢献するものである。また、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を促進し、本市の自然、歴史、文化等に関する理解を深めるものとして、将来の定住につながる交流人口の拡大にも重要な役割を担っていくものである。

本市は、国の天然記念物及び名勝指定の琴引浜をはじめ、山陰海岸国立公園及び丹後天橋立大江山国定公園に指定されている風光明媚な海岸線、近畿最大級の内山ブナ林等豊かな自然に恵まれている。さらに、府最古の木津温泉をはじめとする多くの温泉、丹後コシヒカリや間人ガニに代表される農産物・海産物など四季の味覚、古代丹後王国とも称される数々の史跡や伝説、日本一の生産量を誇る丹後ちりめん等自然、歴史及び文化のすべてにおいて多彩な観光資源を有している。

しかし、観光を取り巻く状況は、ゆとりや安らぎを求める志向等により観光旅行に対する需要の高度化、少人数による観光旅行の増加、観光圏としての広域連携、外国からの誘客等近年の観光をめぐる様々な変化への的確な対応を求めている。これらに適切に対処し、観光立市を実現するためには、山陰海岸ジオパーク等、世界的な展開ができる持続可能な地域を創

造するとともに、観光をまちづくりのリーディング産業として発展させ、さらに他産業や暮らしそのものが観光資源となる、「住んでよし、訪れてよし」の魅力ある観光地を目指すことが不可欠であり、このためには、観光立市の実現に向けた基盤の整備及び環境の形成を図るとともに、広く市民が観光立市に対する理解を深め、一人ひとりがその担い手としての役割を果たすことが重要である。

ここに、市、市民、観光事業者、観光関係団体等が協働して、「観光立国推進基本法」の目的に準拠し、観光立市の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、観光立市を実現するための基本理念を定め、市の責務並びに市民、観光事業者及び観光関係団体の役割を明らかにするとともに、観光立市の実現に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって活力ある地域づくり、交流人口の拡大、本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 観光事業者 主として観光旅行者を対象として事業を行う事業者
その他観光に関連する事業を行う事業者をいう。
- (2) 観光関係団体 観光事業者で組織される団体並びに観光の振興を目的として観光事業者及び行政機関等で組織される団体をいう。
- (3) 旅行関連施設 宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設をいう。

(基本理念)

第3条 観光立市の実現に関する施策は、地域における創意工夫を生かした主体的な取り組みを尊重しつつ、魅力ある観光地の形成を図るとともに、市民にとって誇りと愛着を持つことのできる豊かで活力に満ちた地域社会の形成及び潤いのある市民生活の実現のために重要であるとの認識の下に講じられなければならない。

- 2 観光立市の実現に関する施策は、観光旅行者への快適なサービスを提供できる環境を整備するとともに、地域の歴史、文化、伝統等に関する理解を深め、観光振興の担い手となる人材の育成及び地域のおもてなしの向上が図られるよう講じられなければならない。

3 観光立市の実現に関する施策は、観光が国際相互理解の増進とこれを通じた国際平和のために果たす役割の重要性にかんがみ、国際的視点に立って講じられなければならない。

4 観光立市の実現に関する施策を講じるにあたっては、観光が、市及び地域の経済社会において重要な役割を担っていることにかんがみ、市、市民、観光事業者、観光関係団体等による相互の連携が確保されるよう配慮されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に則り、観光立市の実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するにあたっては、その効果的な実施を図るため、府及び他の自治体との広域的な連携協力に努めるものとする。

3 市は、市、市民、観光事業者、観光関係団体等が、相互に連携して観光の振興に関する取り組みを進められるよう総合調整を行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、観光立市の意義に対する理解を深め、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 市民は、地域に誇りと愛着を持ち、地域観光資源に関する知識の向上及び地域における観光の振興に関する取り組みに参画するよう努めるものとする。

3 市民は、地域内の生活環境の美化及び自然環境の保全に努めるとともに、観光旅行者を温かく迎え、こころのこもったもてなしに努めるものとする。

(観光事業者の役割)

第6条 観光事業者は、基本理念に則り、事業活動を通じて観光旅行者に快適なサービス及び環境を提供するとともに、地域における他の産業と連携することにより、地域の活性化に努めるものとする。

2 観光事業者は、市が実施する観光立市の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

第7条 観光関係団体は、基本理念に則り、業界及び業種の枠を越えた連携を図りながら事業活動を行うよう努めるとともに、観光情報の発信、観光旅行者の誘致、接遇の向上など受入体制の整備等に取り組むよう努めるものとする。

- 2 観光関係団体は、市が実施する観光立市の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

第1節 京丹後市観光振興計画等

(京丹後市観光振興計画)

- 第8条 市長は、観光立市の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、京丹後市観光振興計画(以下「振興計画」という。)を定めなければならない。

- 2 振興計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 観光立市の実現に関する施策についての基本的な方針
- (2) 観光立市の実現に関する目標
- (3) 観光立市の実現に関し、市が総合的かつ計画的に講じるべき施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、観光立市の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、振興計画を定めるにあたっては、あらかじめ、市民等の意見が反映されるよう必要な措置を講じるものとする。

- 4 市長は、振興計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

- 5 前2項の規定は、振興計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

- 第9条 市は、観光立市の実現に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

第2節 魅力ある観光地の形成

(競争力の高い魅力ある観光地の形成)

- 第10条 市は、競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るため、観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保並びに旅行関連施設及び公共施設の整備等に必要な施策を講じるものとする。

(観光資源の活用による魅力ある観光地の形成)

- 第11条 市は、観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉、四季の味覚その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発に必要な施策を講じるものとする。

(世界的な展開ができる持続可能な観光地の形成)

第 12 条 市は、山陰海岸ジオパークの推進等、世界的な展開ができる持続可能な観光地の形成を図るため、貴重な地質遺産の保全、観光旅行への活用に必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設等の総合的な整備)

第 13 条 市は、観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備を図るため、道路、駐車場その他の観光の基盤となる交通施設の整備等に必要な施策を講じるものとする。

第 3 節 観光産業の競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

(観光産業の競争力の強化)

第 14 条 市は、観光産業の競争力の強化を図るため、観光事業者相互の有機的な連携の促進、観光旅行者の需要の高度化及び観光旅行の形態の多様化に対応したサービスの提供の確保、他産業との連携の促進等に必要な施策を講じるものとする。

(観光の振興に寄与する人材の育成)

第 15 条 市は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光事業に従事する者等の知識及び能力の向上、地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進等に必要な施策を講じるものとする。

第 4 節 国際観光の振興

(外国人観光旅行者の来訪の促進)

第 16 条 市は、外国人観光旅行者の来訪の促進による国際観光の振興を図るため、本市の自然、文化、伝統等を生かした海外における観光宣伝活動の重点的かつ効果的な実施、地域内における交通、宿泊その他の観光旅行に関する情報の提供、通訳案内のサービスの向上その他外国人観光旅行者の受入れ体制の確保等に必要な施策を講じるものとする。

(国際相互交流の促進)

第 17 条 市は、友好都市との国際交流等を通じて、観光分野における国際相互交流の促進に必要な施策を講じるものとする。

第 5 節 観光旅行の促進のための環境の整備

(観光旅行者の本市への来訪の促進)

第 18 条 市は、観光旅行者の本市への来訪の促進を図るため、地域内の観光地に関する広報宣伝活動及び観光情報の提供を行うとともに、市内外における広域的に連携した観光の振興に関する取り組みなど必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行者に対する接遇の向上)

第 19 条 市は、観光旅行者に対する接遇の向上を図るため、接遇に関する教育の機会の提供、旅行関連施設の整備、自然、歴史、文化、産業等に関する観光資源の紹介の強化、地域の特色を生かした魅力ある商品の開発等に必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行者の利便の増進)

第 20 条 市は、観光旅行者の利便の増進のため、高齢者、障害者、外国人等が円滑に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備並びにこれらの利便性の向上等に必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行の安全の確保)

第 21 条 市は、観光旅行の安全の確保を図るため、観光地における事故、災害等の発生の状況に関する情報の提供、観光旅行における事故の発生の防止等に必要な施策を講じるものとする。

(新たな観光旅行への対応)

第 22 条 市は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るための自然、文化、環境、産業等に関する体験活動等を目的とする観光旅行、心身の健康の保持増進のための観光旅行、その他多様な観光旅行の形態に対応するための必要な施策を講じるものとする。

(観光地における環境及び良好な景観の保全)

第 23 条 市は、観光地における環境の保全を図るため、観光旅行者による自然体験活動を通じた環境の保全に対する理解の増進及び観光旅行者のモラル向上に必要な施策を講じるものとする。

2 市は、観光地における良好な景観の保全を図るため、街並み景観の保全、屋外広告物に関する制限等に必要な施策を講じるものとする。

(広報等)

第 24 条 市は、市民の観光立市に対する意識の高揚、もてなしの心の醸成及び地域における観光の振興に関する取り組みへの参画を促進するため、広報、啓発及び情報の提供に努めるものとする。

第 3 章 京丹後市観光立市推進会議

(観光立市推進会議の設置)

第 25 条 市は、振興計画について審議し、及びその実施を推進するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、京丹後市観光立市推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(組織等)

第 26 条 推進会議は、委員 30 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、観光事業者、観光関係団体及び各種団体の代表者、観光に関する有識者、関係行政機関の職員その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第27条 推進会議に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 推進会議の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 雑則

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。